健康保険 被扶養者(異動)届 ☑ 追加

健保欄	常務理事	事務長	担当者

被保険者（本人）

カナ氏名		記号		会社 事業所	
氏名		番号		連絡先	
現住所	〒		-		
住民票住所 現住所と同じ場合は記入不要	〒		-		
あなたは認定対象者の生計費をどの程度負担していますか	□ 80%以上 □ 60%以上 □ 50%以上 □ 50%未満				
誓約文を確認しチェック☑	□ 本届書の内容に虚偽がないことを誓約いたします。申告後、扶養状況に変更があった場合は速やかに届け出ます。届出義務を怠ったり、届出内容が事実と異なっていた場合は、遡っての資格取消しを受け、当該期間にわたり古河電工健康保険組合が負担した医療費及び給付金の全てを返戻いたします。				

対象者（家族）　↓妻、夫、長男、長女等で記入してください

カナ氏名		性別	続柄	年齢	生年月日 / 事由発生日
氏名		□ 男 □ 女			□ 昭和 □ 平成 □ 令和 年 月 日 令和 年 月 日
		個人番号			
現住所	□ 同居 □ 別居	〒	-		電話番号
住民票住所 現住所と同じ場合は記入不要		〒	-		

□ 日本国内に住民登録が無い ➡ 海外特例要件(2枚目参照) 該当番号に☑ ➡ □ ① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤

該当項目にチェック☑のうえ、必要書類とあわせてご提出ください

必須	☑	**住民票**	→世帯全員分。世帯主名・続柄・マイナンバー・在留資格等が記載されたもの。発行から3か月以内
該当項目すべてに☑	□	住民票で被保険者と続柄が確認できない場合	→戸籍謄本 又は 全部事項証明のｺﾋﾟｰ
	□	被保険者が古河電工健保へ加入したため	→ 資格喪失証明書 又は 国保加入が確認できるもののｺﾋﾟｰ
	□	出生	
	□	結婚	→ 婚姻日がわかる書類
	□	退職	→ 被扶養者加入に関する申立書（その2）
	□	事業を廃業したため	→ 廃業届ｺﾋﾟｰ等 廃業を証明できる書類
	□	収入が減少したため	→ 労働契約書ｺﾋﾟｰ 又は 給与支払見込証明書
	□	雇用保険失業給付の受給が終了したため	→ 雇用保険受給資格者証両面ｺﾋﾟｰ
	□	学生	→ 在学証明書 又は 学生証両面ｺﾋﾟｰ
	□	その他 （理由： ）	
	□	別居：被保険者の会社都合によるもの（単身赴任）	→ 入社時から別居の場合は、会社が単身赴任と認めていること
	□	別居：対象者が自宅から通えない学校に進学	→ 在学証明書 又は 学生証両面ｺﾋﾟｰ
	□	別居：対象者が介護福祉施設や障害者施設に入所	→ 入所証明書
	□	別居：その他 （理由： ）	→ 直近3か月の仕送り 振込明細書、現金書留控え等のｺﾋﾟｰ 仕送りの目安：人事院が算定する平均的な生活費
	□	被保険者の他に収入のある同居家族がいる場合	→ その方の収入証明
	□	前職健保を脱退した 又は 国保・他健保任継に加入中	→ 資格喪失証明書 又は 国保加入が確認できるもののｺﾋﾟｰ
	□	資格確認書の交付が必要	→ 申請理由 □ ① □ ② □ ③ □ ④ □ ⑤ □ ⑥ □ ⑦ □ ⑧
18歳以上☑	**事由発生日以降の収入状況を回答のうえ、必要書類とあわせてご提出ください**		
	□	申請前から無職無収入で、今後も無職無収入である	→ 課税(非課税)証明書、所得証明書 等
	□	給与収入（パート・アルバイト含む ）	→労働契約書ｺﾋﾟｰ又は 給与支払見込証明書又は直近3か月の給与明細ｺﾋﾟｰ
	□	年金・恩給収入	→ 年金振込通知書ｺﾋﾟｰ又は 年金改定通知書ｺﾋﾟｰ
	□	事業収入・不動産収入・投資収入・雑収入(原稿料等)	→「確定申告書」の全頁ｺﾋﾟｰ、事業内容の説明書類
	□	継続性のある利子	→ 確定申告書第一表、第二表ｺﾋﾟｰ
	□	傷病手当金・出産手当金・奨学金	→ 支給決定通知書ｺﾋﾟｰ
	□	養育費・慰謝料・ その他 継続性のある収入	→ 収入額を確認できるもの

事業主記入欄	令和 年 月 日 提出	担当者名
事業所所在地		
事業所名称		
事業主氏名		
電　話		

健保欄	令和 年 月 日

147A 古河電工健康保険組合

被扶養者の加入条件

詳細は健保HPをご確認ください。

1.三親等以内の親族であること（75歳未満）

①配偶者　②子・孫　③兄弟・姉妹

④父母・祖父母　⑤その他(健保ホームページ参照)

2.収入等の基準

1）被保険者によって生計を維持されていること

2）被保険者の収入の1/2未満の収入であること

3）年間収入および月収が、以下の範囲内であること

＊収入とは、1年間に受けとった給与・年金・営業所得などすべての金銭 をいいます。
税金等控除される前の 総収入 です。
＊年金は 老齢・遺族・障がい・基金・恩給などすべてが対象 となります。
＊被扶養者認定をされる前の収入や一時的な収入は含みません。
＊失業保険・傷病手当金等を基準額以上受給 している場合、加入できません。
(60 歳未満 3,612 円未満/日、19歳以上22歳以下 4,167円未満/日、60 歳以上 5,000 円未満/日)

60歳未満の方	19歳以上22歳以下の方 (R7.10.1以降適用開始)	60歳以上の方 または 障がい年金受給の方
130万円未満/年 かつ 108,334円未満/月	150万円未満/年 かつ 125,000円未満/月	180万円未満/年 かつ 150,000円未満/月

添付書類

状況によって追加で他の書類をご提出いただく場合があります。

追加の場合

住民票

世帯全員分。世帯主名・続柄・マイナンバー・在留資格等が記載されたもの。発行から3か月以内のもの。

世帯分離などで被保険者と続柄が不明な場合は、戸籍謄本等で関係を証明すること

●マイナンバーを省略した場合

マイナンバーカードのコピー等
番号が確認できるものを提出

扶養していない配偶者がおり（共働き等）子を扶養にする場合

原則として今後の収入が多い方の扶養とする

配偶者の直近の収入を証明するもの（公的収入証明または源泉徴収票）のコピー

配偶者が当健保の被保険者の場合は、直近の収入証明は添付不要とし、配偶者の「記号・番号」をメモ等で提出

公的収入では配偶者の収入が多いが、産休・育休で一時的に被保険者の収入を下回る場合は「夫婦共同扶養に関する誓約書」提出

これまで他健保等に加入していた場合

これまで加入していた他健保等の「健康保険資格喪失証明書」（国保加入中の場合は適用開始日が確認できるもののｺﾋﾟｰ）

申請理由が「退職」の場合

「被扶養者に関する申立書(その２）」及び 該当する必要書類全て

日本国内に住民登録が無い場合

「海外特例要件」の該当項目をチェックし、該当する必要書類全て

海外特例要件　（日本国内に住民登録が無い方）

以下の該当する番号を表面の「海外特例要件」欄にチェックし、必要書類を添付してください。

※書類等が外国語で作成されたものであるときは、その書類に翻訳者の署名がされた日本語の翻訳文の添付が必要です

番号	海外特例要件	具体例	必要書類 以下のいずれか
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し	査証、学生証、在学証明書、 入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行するもの	家族帯同ビザが発行されるもの	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が 発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航するもの	ワーキングホリデー制度を利用して渡航するもの、外国において留学する学生に同行する家族等、原則としてビザに有効期限があるもの	査証、ボランティア派遣機関の証明、 ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって、②と同等と認められるもの	海外赴任中に生まれた被保険者の子供 海外赴任中に現地で結婚した配偶者 海外赴任中に縁組を結んだ特別養子	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	留学等の理由で渡航する被扶養者の海外在住中に生まれた子供等	出生や婚姻等を証明する書類等の写し等

資格確認書の交付が必要な方

資格確認書は、マイナ保険証によるオンライン資格確認を受けることができない状況にある方にのみ交付されます。

番号	申請理由	有効期限	返却について
①	出生によりマイナンバーカード申請手続き予定のため	交付日が属する月の翌々月末	有効期限内の資格確認書は、以下の場合に返却が必要です。紛失した場合は、滅失届をご提出ください。 ・マイナ保険証の利用登録をした方 ・資格内容が変更になった方 ・資格を喪失した方
②	マイナンバーカードを紛失したため		
③	マイナンバーカードの更新手続き中のため		
④	マイナンバーカードの電子証明書有効期限切れのため		
⑤	マイナ保険証利用登録を行っていないため	交付日から4年後の8月末	
⑥	マイナンバーカードを作っていないため		
⑦	マイナンバーカードを返納したため		
⑧	マイナ保険証による受診には第三者（介助者など）のサポートが必要なため		